

横須賀市公設放課後児童クラブ運營業務委託業者選定プロポーザル募集要領

横須賀市（以下「本市」という。）では、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、現在、民設民営の放課後児童クラブが、46小学校区のうち、43小学校区で展開しています。一方、公設の放課後児童クラブは、2小学校区で展開していますが、長浦小学校区及び野比東小学校区にある民設民営の放課後児童クラブが令和5年度末で閉所となることから、当該民設民営放課後児童クラブ使用児童の継続的使用等を目的として、令和6年4月1日より長浦小学校内及び野比東小学校内で新たな公設放課後児童クラブを設置していくことを考えています。

この募集要領は、横須賀市長浦小学校放課後児童クラブ及び横須賀市野比東小学校放課後児童クラブに係る実施業務（以下「本業務」という。）の契約候補者をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めたものです。

本公募は長浦小学校と野比東小学校の放課後児童クラブに関する2案件を一括して実施します。参加希望者は、2つの案件のうちいずれか1つ、もしくは両方を選択してお申込みください。尚、選考は各案件ごとに行います。

1 委託業務概要

(1) 件名

横須賀市長浦小学校放課後児童クラブ運營業務委託（以下「運営委託業務A」という。）

横須賀市野比東小学校放課後児童クラブ運營業務委託（以下「運営委託業務B」という。）

(2) 業務内容

運営委託業務A：横須賀市長浦小学校放課後児童クラブ運營業務委託仕様書（以下「仕様書A」という。）のとおり

運営委託業務B：横須賀市野比東小学校放課後児童クラブ運營業務委託仕様書（以下「仕様書B」という。）のとおり

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

(5) 履行場所

運營業務委託A：横須賀市立長浦小学校

運營業務委託B：横須賀市立野比東小学校

(6) 契約方法

総価契約

(7) 予定金額（非課税）

選定事業者が2次選考に際して提出した見積合計額

令和7年度以降についても同額を予定（毎年度の業務委託料の積算は実施しない）していますが、利用児童数が20人未満になるなどの変動があった場合は、受託者と協議のうえ、金額の見直しを行うものとしします。

なお、提案に際しての上限額（本業務の履行に係る全ての経費を含む）は以下のとおりです。（以下の金額を超えた提案を行うことはできません。）

運營業務委託A：12,600,000円（1年間）

運營業務委託B：12,613,000円（1年間）

（8）留意事項

本業務は、令和6年4月委託開始の業務であり、同年3月の本市議会定例議会において本業務に係る令和6年度予算が議決された時点で、業務委託が行われることが決定します。

本業務に係る予算が議決されなかった場合には、契約を締結しないものとしします。

その場合、それまでに要した費用については、プロポーザル参加事業者の負担となります。

また、本業務委託に係る予算額に減額が生じた場合には、仕様書A、仕様書Bに示された事業規模が縮小される場合があります。その際、プロポーザル参加者の損害発生に対して、横須賀市は一切責任を負いません。

令和7年度以降については、本市議会において当該予算が承認され、かつ双方合意のある場合に限り、契約を締結するものとしします。

（9）その他

（i）障害児を受け入れ、通常配置する職員に1人以上の職員を加配した場合、下記の額を上限として、加配職員の人件費分を別途委託契約するものとしします。

なお、加算額については、国の基準単価の改定等に伴い、見直す場合があります。

障害児数	加配職員数	加算額
1人	1人以上	2,009,000円
2人	1人以上	2,410,000円
3人以上	2人以上	4,009,000円

（ii）放課後児童クラブにおける職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年1月の地域の放課後児童クラブの賃金水準と比較して収入を引き上げるための措置を実施するための経費（年額607,200円以内で、令和4年1月の地域の賃金と比較して、常勤職員（非常勤は、下記により常勤に換算して含める）1人あたり平均して月額11,000円以上の雇用改善を継続して行う場合に限り、常勤1人あたり月額11,000円とする）を別途委託契約するものとしします。

【常勤換算の計算方法】

（1）1日6時間の勤務を超え、かつ1か月に20日以上勤務する非常勤等職員は1人とする。

（2）常勤職員が在籍するクラブの職員（（1）に満たない場合）は、非常勤等職員の1か月の勤務時間数を就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数を除して算出する。（小数点第2位を四捨五入）

- (iii) 受託者（最優先候補者）が決定してから令和6年3月31日までの期間を開設準備期間とし、令和6年4月1日から運営委託業務A、運営委託業務Bを円滑に受託するに当たって必要となる事前準備経費の一部（クラブに配置する予定の職員の雇用経費などとして、業務1件につき191,000円以内（実績払い）を令和5年度に別途委託契約するもの）とします。

2 選考概要

(1) 担当課（関係書類の提出先及び問い合わせ先）

本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の事務は、次の担当課が行います。

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（放課後児童対策係）

所在地：〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

（書類を持参する場合は横須賀市小川町16番地 はぐくみかん5F ④番窓口）

TEL：046（822）8061（対応時間は土日祝日を除く午前8時30分～午後5時00分まで）

FAX：046（827）0652

E-mail：as-dc@city.yokosuka.kanagawa.jp

担当：市川、田澤

(2) 選考方法

本業務は、放課後児童クラブ運営することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

そのため、運營業務の委託にあたっては、児童の体調や安全に配慮し、児童が放課後等の時間を安全に豊かに過ごすことができる場を提供できるとともに、学校及び保護者と連携した事業展開のできる事業者を選定する必要があります。

したがって、そのような事業者の事業執行能力等の資質や事業の趣旨への理解度、さらに事業手法等について評価を行うとともに、事業実施に当たる事業者の意欲を確認するためにプロポーザル選定とし、以下の2段階での選考を実施します。

1次選考「企画提案審査」

放課後児童クラブの企画運営内容の提案について、企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、評価します。

2次選考「競争見積もり合わせ」

1次選考を通過した事業者で競争見積もり合わせを行い、最も低い金額を提示した事業者を本業務の契約候補者として選定します。

(3) 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ② 法人格を有すること。
- ③ 納付すべき市税等を滞納していないこと。

④ 横須賀市暴力団排除条例第2条第2号、第4号又は第5号に該当していないこと。

(4) 実施スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとします。

内容	期日等
公告・募集要領、仕様書等の提示	令和5年10月18日（水）
質問受付期限	令和5年10月30日（月）17時
全ての質問・回答内容の公表	令和5年11月2日（木）
参加申込書の提出期限	令和5年11月10日（金）17時
参加資格審査結果通知	令和5年11月16日（木）
企画提案書の提出期間	令和5年11月16日（木） ～5年12月5日（火）17時
プレゼンテーションの実施	令和5年12月8日（金）11日（月）12日（火）
1次選考結果通知	令和5年12月13日（水）
見積書の提出期間	令和5年12月13日（水） ～5年12月20日（水）17時
2次選考「競争見積もり合わせ」の実施	令和5年12月22日（金）10時
2次選考結果通知	令和5年12月25日（月）
事業者選定	令和5年12月25日（月）

3 質問の受付・回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルや本業務に関する質問がある者は、次により、質問書（運営委託業務A：様式1-A、運営委託業務B：様式1-B）を提出してください。

- ① 提出方法 Eメールに添付
- ② 提出期限 令和5年10月30日（月）17時
- ③ 提出先 横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（放課後児童対策係）
E-mail : as-dc@city.yokosuka.kanagawa.jp

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、次により行います。

- ① 回答方法 質問者にEメールで随時回答
- ② 回答期限 質問を受け付けた日の翌日から起算（土・日・祝日を除く）して2日以内に回答します。

(3) 質問・回答内容の公表

期限内に受け付けた全ての質問とその回答内容を次により公表します。

- ① 公表方法 質問者名を伏せて回答書を市ホームページに掲載します。
（市政情報→入札・契約・検査→入札の広場（契約課）→コンペ・プロポーザル等の案件情報）
- ② 公表日 令和5年11月2日（木）

(4) 留意事項

- ① 提出期限後の質問、電話や来訪等の口頭による質問は、理由の如何を問わず受け付けません。
- ② 質問内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。
- ③ 事業者が特定できるような質問については、非公表とする場合があります。
- ④ 回答と併せて、全参加者に対して補足説明等を通知する場合があります。

4 参加申込

(1) 参加申込書等の提出

参加資格要件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により (a) 参加申込書 (運営委託業務 A : 様式 2 - A、運営委託業務 B : 様式 2 - B)、(b) 法人の登記事項証明書、(c) 市税等に関して未納のないことについての証明書(市区町村発行のもの)、(d) 暴力団排除に関する宣誓書兼同意書を提出してください。(横須賀市競争入札参加有資格者の場合、(b)、(c)、(d) は不要です。)

- ① 提出部数 各 1 部
- ② 提出方法 持参または郵送 (郵送の場合は電話連絡もお願いします。)
- ③ 提出期限 令和 5 年 11 月 10 日 (金) 17 時
- ④ 提出先 横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課 (放課後児童対策係)

(2) 参加資格の審査及び結果通知

参加申込書等を提出した者に対して、参加資格要件を満たしているかを審査し、次により結果を通知します。

- ① 通知方法 参加申込書 (運営委託業務 A : 様式 2 - A、運営委託業務 B : 様式 2 - B) に記載されたメールアドレスあてに随時通知
- ② 通知期限 令和 5 年 11 月 16 日 (木)

(3) 留意事項

- ① 参加申込書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとみなします。
- ② 提出期限内に参加申込書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできません。

5 1次選考「企画提案審査」の実施

1次選考は、参加者から提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションにより審査、採点します。

審査は、横須賀市公設放課後児童クラブ運営業務委託業者選定職員が公正かつ厳正に行います。審査員は、各参加者の提案を評価項目ごとに、評価基準に基づき評価します。

- (1) 横須賀市長浦小学校放課後児童クラブ運営業務委託企画提案書 (以下「企画提案書 A」という。)、横須賀市野比東小学校放課後児童クラブ運営業務委託企画提案書 (以下「企画提案書 B」という。) の提出期限及び提出方法等

「運営委託業務A：様式3-A、運営委託業務B：様式3-B」および「様式3①～③」により企画提案書を作成してください。

※2案件に参加する場合、「様式3①～③」は1部で構いません。

- ① 提出方法 持参
- ② 提出期限 令和5年12月5日（火）17時
- ③ 提出先 横須賀市民生局福祉部子育て支援課（放課後児童対策係）
はぐくみかん5階
- ④ 提出部数 社名の入ったもの 1部
社名の入っていないもの 4部
- ⑤ 提出期限後の企画提案書の差し替えはできませんので、内容を十分精査して提出してください。また、提出期限までに企画提案書が提出されない場合、プロポーザルの参加を辞退したものとします。
- ⑥ 次の各号の一つに該当する場合、企画提案書は失格とします。
 - ・企画提案書A、企画提案書Bの提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ・企画提案書A、企画提案書Bの作成様式及び提案依頼事項に適合しないもの
 - ・企画提案書A、企画提案書Bに記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
- ⑦ 企画提案文書の取り扱い
提出された企画提案書等は、横須賀市情報公開条例（平成13年条例第4号）に基づく公文書公開請求の対象となりますので、ご承知おきください。
なお、公文書公開請求があった場合には、条例第13条第1項に意見書提出の機会を与えることができる旨が規定されていますので、第三者保護に関する手続きを行った上で諾否を決定します。
- ⑧ 企画提案書の作成に要した費用、報酬等は支払いません。

（2）プレゼンテーションについて

- ① 日時 令和5年12月8日（金）9時～12時、11日（月）12日（火）9時～17時のうち、指定する日時
- ② 場所 はぐくみかん5階 会議室3、会議室4
- ③ 実施方法
 - ・プレゼンテーションは5名以内で実施し、契約を履行する際に本業務に従事する予定の者（現場責任者等）が最低1名参加するものとします。
 - ・プレゼンテーションは非公開とし、ご提出いただいた企画提案書をもとに説明していただきます。その際、企画提案書の補足説明資料の配付は認めますが、企画提案書に記載がない新たな追加提案や追加資料の配付は認めません。
 - ・実施日時について、参加申込書（運営委託業務A：様式2-A、運営委託業務B：様式2-B）に記載されたメールアドレス宛にEメールで通知します。

- ・実施時間については、運営委託業務A及び運営委託業務B（2案件）に参加の事業者は60分程度（プレゼンテーション30分以内、質疑応答30分程度）を予定しています。
- ・運営委託業務Aもしくは運営委託業務Bのいずれか1案件のみに参加の事業者は50分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答30分程度）を予定しています。
- ・受付時間までに受付ができなかった場合、参加を辞退したものとします。
なお、交通事情などにより、やむを得ない事由により受付時間までに受付ができない場合は、受付時間までに担当課に電話連絡をしてください。遅延証明等、その事由を証明する書面の提出により、実施時間を変更します。
- ・審査は、選考委員3人が公正かつ厳正に行います。
- ・パソコン及びプロジェクターは使用できません。
- ・質疑応答終了後の回答内容の変更は不可とします。

（3）評価項目、評価基準及び配点

別表「評価基準及び評価点表」のとおり

（4）1次選考結果の通知

全参加者に対して、次により、結果を通知します。

① 通知内容

- ・1次選考を通過した参加者：参加者自身の評価点表、選考通過基準点、通過の旨の通知及び見積書の提出依頼
- ・その他の参加者：参加者自身の評価点表、選考通過基準点、選定外となった旨の通知
※全体の結果（各参加者の評価点等）について、契約候補者決定後に市ホームページで公表します。（市政情報→入札・契約・検査→入札の広場（契約課）
→コンペ・プロポーザル等の案件情報）

② 通知方法 参加申込書（運営委託業務A：様式2-A、運営委託業務B：様式2-B）に記載したメールアドレスあてに通知

③ 通知期限 令和5年12月13日（水）

6 見積書の作成・提出

1次選考「企画提案審査」を通過した参加者は、2次選考「競争見積もり合わせ」にあたって、次により、見積書（運営委託業務A：様式4-A、運営委託業務B：様式4-B）を作成・提出してください。

（1）見積書の作成

次の事項を確認の上、見積書を作成してください。

- ① 様式 見積書（運営委託業務A：様式4-A、運営委託業務B：様式4-B）[Excel]を使用してください。他の様式は認めません。
- ② 作成方法
(ア) 以下の必須項目を入力してください。

- ・提出日、住所または所在地、商号又は名称、代表者氏名、見積合計額
- (イ) 入力漏れや入力誤りがないかを確認し、A4用紙に出力してください。
- (ウ) 代表者印を押印してください。※代表者印の押印がない場合は無効となります。

(2) 見積書の提出

- ① 提出部数 1部
- ② 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は電話連絡もお願いします。）
※任意の封筒に封入封緘の上、割印（見積書に押印した代表者印と同印）をして提出してください。
※封筒には、「横須賀市放課後児童クラブ運営業務委託（見積書在中）」と「商号又は名称」を記入してください。
- ③ 提出期間 令和5年12月13日（水）～12月20日（水）17時
※8時30分～17時（12時～13時を除く）に受け付けます。
- ④ 提出先 横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課（放課後児童対策係）
はぐくみかん5階

(3) 留意事項

- ① 仕様書A、仕様書Bの内容を十分確認の上、見積合計額を記載してください。
- ② 廃業務の履行に係る経費を全て計上するものとします。
- ③ 見積書（運営委託業務A：様式4-A、運営委託業務B：様式4-B）に記載の特記事項を確認の上、見積書を提出してください。
- ④ 提出後の差し替えは認めません。

7 2次選考「競争見積もり合わせ」の実施

1次選考通過者から提出された見積書について、次により、競争見積もり合わせを実施し、本業務の契約候補者を選定します。

(1) 「競争見積もり合わせ」日時・場所

- ① 日時 令和5年12月22日（金）10時
- ③ 場所 はぐくみかん5階
- ③ 立会い 競争見積もり合わせ参加者であれば、任意で立ち会うことができます。立会い希望者は、定刻に上記の場所にお越しください。

(2) 契約候補者の選定方法

1次選考を通過した参加者で、見積もり合わせを行い、見積合計額が最も低い額を提示した参加者を本業務の契約候補者として決定します。ただし、同額の見積書を提出した参加者が2以上ある場合は、1次選考における評価点数が最も高い参加者を本業務の契約候補者として決定します。また、評価点数も同点であった場合は、くじ引きにより決定します。

(3) 2次選考結果の通知

競争見積もり合わせ全参加者に対して、次により、結果を通知します。

① 通知内容

- ・契約候補者：選定の旨の通知及び打ち合わせ等の連絡
- ・その他の参加者：選定外となった旨の通知

② 通知方法 参加申込書（運営委託業務A：様式2-A、運営委託業務B：様式2-B）に記載したメールアドレスあてに通知

③ 通知期限 令和5年12月25日（月）

8 プロポーザル結果の公表

令和5年12月25日（月）以降に、本プロポーザルの結果を市ホームページで公表します。

（市政情報→入札・契約・検査→入札の広場（契約課）→コンペ・プロポーザル等の案件情報）

なお、公表内容には、以下の項目が含まれます。

（1）1次選考参加者の名称と評価点

※1次選考通過者名（商号又は名称）と評価点を記載例のとおり表記します。

（記載例）事業者A X点、事業者B Y点…

※1次選考参加者には個別にメールにて参加者自身の評価点表、選考通過基準点を通知します。

（2）2次選考参加者の名称と見積合計額

※全参加者について、参加者名（商号又は名称）を公表します。

9 契約の締結

（1）本業務の契約候補者に決定した者は、令和6年4月1日（月）に本市と随意契約を締結するものとします。

（2）契約手続きについては、契約候補者に対して、別途通知します。

10 プロポーザル参加に際しての留意事項

（1）失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。契約候補者については、契約を取り消します。

- ① 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合を含む）
- ② 参加申込をしたにも関わらず、期限内に提出書類を提出しなかった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- ⑤ 見積書（運営委託業務A：様式4-A、運営委託業務B：様式4-B）において、予定金額を超える見積合計額を提示した場合
- ⑥ その他、募集要領に違反した場合

(2) 参加辞退

参加者は、参加申込書を提出した後でも、見積書の提出期限までは参加を辞退することができません。参加を辞退する場合は、次により、速やかに参加辞退届（運営委託業務A：様式5-A、運営委託業務B：様式5-B）を提出してください。

なお、参加辞退者に対して、本市が以後のプロポーザル等において不利益な扱いをすることはありません。

(3) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類の内容に含まれる著作権は、原則として、参加者に帰属します。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず、返却できません。
- ③ 提出書類の差し替えは、認めません。
- ④ 提出書類は、原則として公開しませんが、本市の情報公開条例に基づき、公開する場合があります。
- ⑤ 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり、必要な範囲において複製を作成する場合があります。

(4) 費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

(5) プロポーザルの延期・中止

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。

(6) その他

本要領に記載のない事項については、本市契約規則、入札心得に準ずるので、参加にあたっては精読し、理解の上ご参加ください。